資料５

紹介受診重点医療機関について

１　紹介受診重点医療機関とは

○　外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るために新たに位置付けられた医療機関の類型。

○　患者は、まず地域の「**かかりつけ医機能を担う医療機関**」を受診し、必要に応じて**紹介を受けて紹介受診重点医療機関を受診**。状態が落ち着いたら逆紹介を受けて、地域に戻る受診の流れを明確化する。

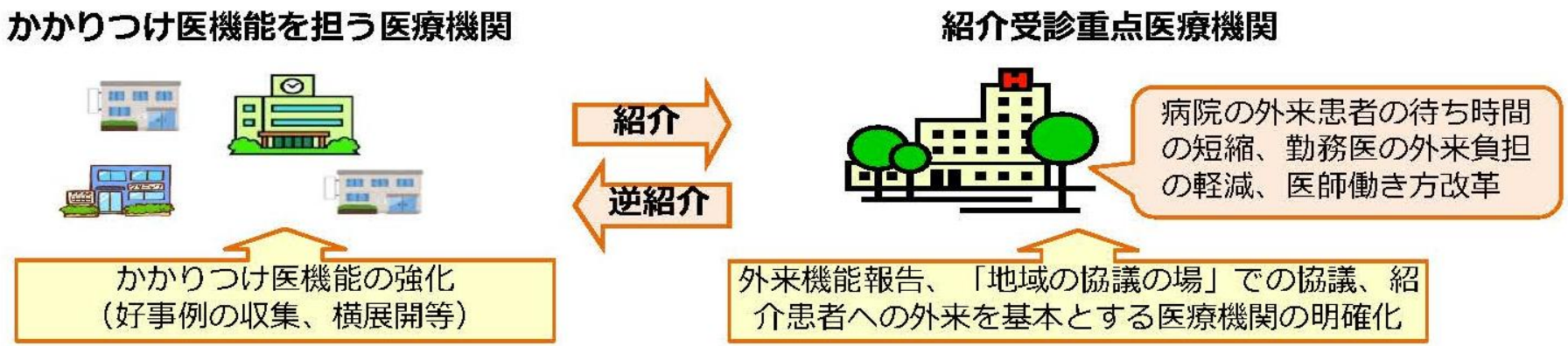
○　患者の流れがより円滑になることで、**病院の外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減、医師働き方改革**に寄与することが期待される。

＜紹介受診重点医療機関の特徴＞

○　患者が紹介状を持参しないで紹介受診重点医療機関（一般病床200床以上に限る。）を受診した場合、特定機能病院や地域医療支援病院と同様に、患者から「特別の料金」（初診の場合7,000円以上）を徴収。

○　患者が紹介受診重点医療機関（一般病床200床以上に限る。）に入院した場合、「紹介受診重点医療機関入院診療加算」として、入院初日に限り診療報酬800点を加算。

○　紹介受診重点医療機関において、地域の診療所等から紹介された患者の診療情報を地域の診療所等に提供した場合、「連携強化診療情報提供料」として、診療報酬150点を加算。



2　対応状況

○　国の外来機能報告の結果及び各医療機関の意向に基づき、**地域医療構想調整会議で協議**を実施。

○　協議の結果、県ホームページで**８医療機関を紹介受診重点医療機関として公表**。

3　今後の対応

○　紹介受診重点医療機関は、医療機関の意向や基準の充足状況が前年度と変わらない場合であっても、**毎年度協議の場で議論する必要がある**ことから、外来機能報告の結果をもとに**地域医療構想調整会議において協議予定。**

4　県立宮古病院の令和７年度の外来機能報告の結果

医療機関名	紹介受診重点医療機関指定の意向	医療資源重点活用外来基準※			基準未達の場合の活用水準※			参考
		合致状況	重点外来/初診	重点外来/再診	合致状況	重点外来/初診	重点外来/再診	指定状況
岩手県立宮古病院	○	○	53.3%	30.6%	○	75.4%	111.3%	地域医療支援病院

5　宮古圏域における紹介重点医療機関の選定について

現在指定している**県立宮古病院**について、今後も紹介受診重点医療機関指定の意向があり、指定の基準を満たしていることから、**引き続き選定**する。